

○社会老人福祉センター施設使用料

通常期(5月1日～10月31日)

冬期間(11月1日～4月30日)

区分	使用料金				室名	面積	使用料金			
	午前	午後	夜間	1日中			午前	午後	夜間	1日中
	9:00～ 12:00	12:00～ 18:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00			9:00～ 12:00	12:00～ 18:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
1階	1,430	2,280	1,850	5,720	1階和室	36畳(80㎡)	1,860	2,970	2,410	7,440
	280	420	350	1,060	相談室	16㎡	370	550	460	1,380
	2,860	4,710	3,860	11,440	大集会室	326㎡	3,720	6,130	5,020	14,880
	850	1,430	1,140	3,430	ステージ	80㎡	1,110	1,860	1,490	4,460
2階	1,000	1,570	1,280	3,860	2階和室A (サンルーム隣)	30畳(68㎡)	1,300	2,050	1,670	5,020
	710	1,140	920	2,780	2階和室B (調理室隣)	24畳(51㎡)	930	1,490	1,200	3,620
	1,140	1,850	1,430	4,430	調理室	77㎡	1,490	2,410	1,860	5,760
	850	1,280	1,060	3,210	サンルーム	57㎡	1,110	1,670	1,380	4,180
浴場	(1回)200				併設の浴場		(1回)200			

注

- 冬期間(11月1日から4月30日までをいう。)の使用料は、使用料合計額に3割の額(10円未満は切り上げる)を増徴します。ただし、浴場は除きます。
- 入場料を徴収する場合にあっては、使用料の5倍以内の額を増徴します。
- 商行為及び商行為を伴う催しにあっては、使用料の3倍以内の額を増徴します。
- 既に施設されている照明等を除き、特別に電気を使用する場合にあっての使用料は使用料合計額の2割の額を増徴します。
- 浴場の使用料金にあっては、65歳以上の者、障害者等並びにひとり親世帯に属する者は、月額150円とします。
- 浴場の使用料金にあっては、65歳以上の者及び障害者等を介護する者並びにひとり親世帯に属する者で18歳未満の者は、無料です。
- 使用料金は、消費税及び地方消費税を含みます。